

第97回 定時株主総会継続会 開催ご通知

INDEX

■ 第97回定時株主総会継続会開催ご通知	2
第97回定時株主総会継続会開催ご通知添付書類	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	65

開催日時	2020年7月30日（木曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
開催場所	東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲通り

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染のリスクがありますので、当日のご来場は感染回避のため自粛をご検討ください。

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
※体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。

戸田建設株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

2020年6月25日に開催いたしました第97回定時株主総会において、ご承認を賜りました継続会のご案内をさせていただきたく、ここに開催ご通知をお届けいたします。

2020年7月
代表取締役社長

今井雅則



“喜び”を実現する
企業グループへ

目次

■ 第97回定時株主総会継続会開催ご通知	2
第97回定時株主総会継続会開催ご通知添付書類	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	65

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番1号
戸 田 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 今井 雅則

第97回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会継続会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2020年6月25日開催の第97回定時株主総会の一部となりますので、本継続会のご案内を差し上げる株主様は、第97回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となることを申し添えます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2020年7月30日（木曜日）午前10時
2 場 所 東京都中央区京橋1丁目10番7号
KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲通り
3 目的事項

- 報告事項**
- | |
|---|
| 1. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件 |
| 2. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

以 上

- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の出席票を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本開催ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 事業報告、連結計算書類、および計算書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toda.co.jp/ir/>) に掲載いたします。
- (3) 2020年6月25日開催の総会会場とは、フロアが異なりますのでご注意ください。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）における国内景気は、雇用、所得環境を中心に、緩やかな回復基調が続きましたが、年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大により、景気は急速に悪化しており、今後更に下振れするリスクに十分注意する必要があります。建設業界においては、建設投資が底堅く推移する中で、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動への影響が段階的に顕在化しています。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に投資開発事業等の売上高が増加したことにより、5,186億円と前連結会計年度比1.6%の増加となりました。利益面につきましては、主に投資開発事業等の売上総利益が増加したことなどにより、売上総利益は703億円と前連結会計年度比4.8%の増加となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては人件費の増加等により、351億円と前連結会計年度比7.7%増加しましたが、営業利益は352億円と前連結会計年度比2.1%の増加となり、経常利益も382億円と前連結会計年度比2.1%の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、固定資産廃棄損等が発生しましたが、投資有価証券売却益等により、258億円と前連結会計年度比1.0%の増加となりました。

売上高

第 96 期

5,104億円

第 97 期

5,186億円

前期比
1.6%
増

売上総利益

第 96 期

671億円

第 97 期

703億円

前期比
4.8%
増

営業利益

第 96 期

345億円

第 97 期

352億円

前期比
2.1%
増

親会社株主に帰属する当期純利益

第 96 期

255億円

第 97 期

258億円

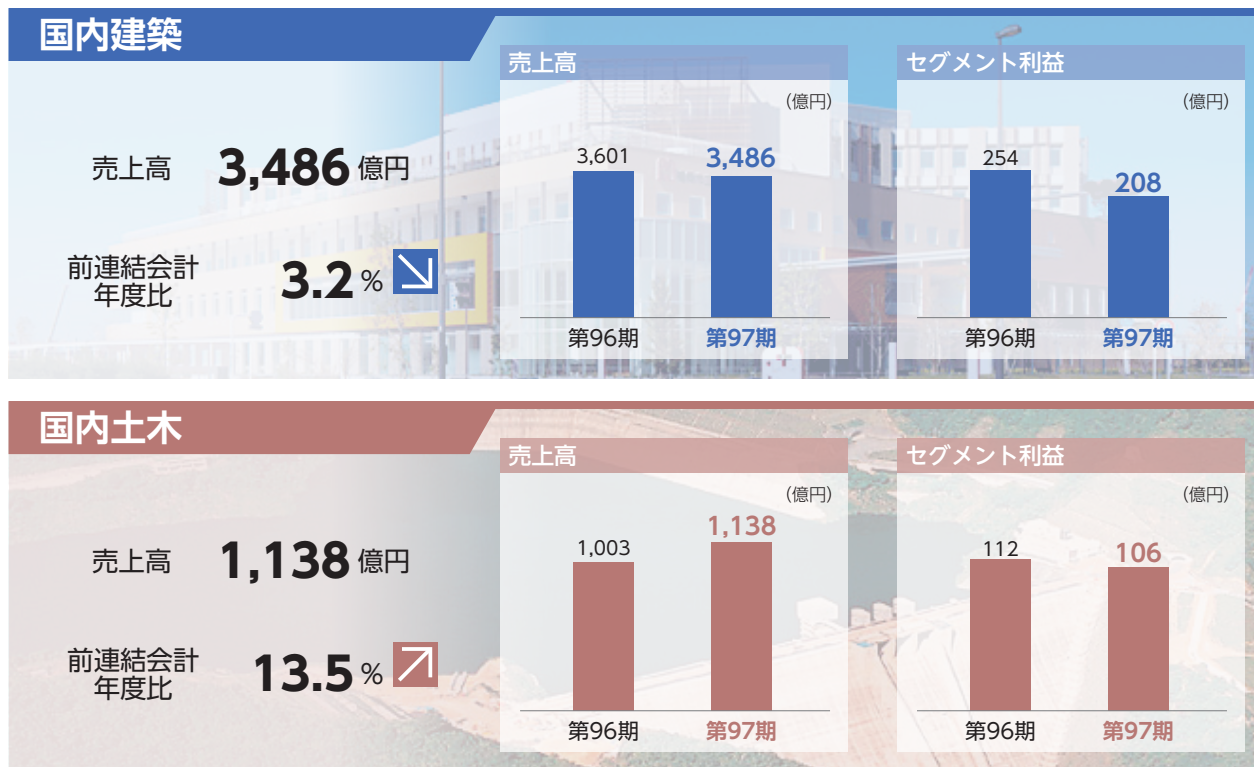
前期比
1.0%
増

事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

[国内建築および国内土木]

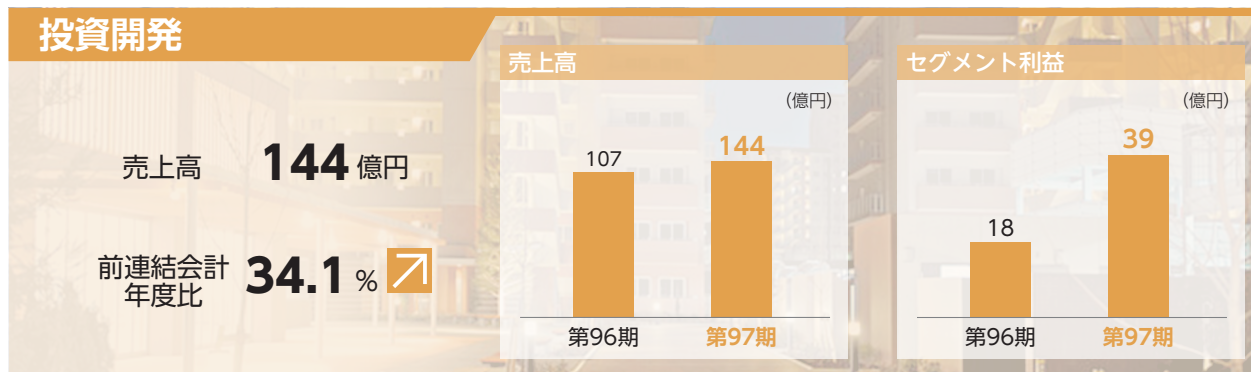
国内建築事業および国内土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、国内建築事業の売上高は3,486億円（前連結会計年度比3.2%減）となり、セグメント利益は208億円（前連結会計年度比18.3%減）となりました。また国内土木事業の売上高は1,138億円（前連結会計年度比13.5%増）となり、セグメント利益は106億円（前連結会計年度比5.1%減）となりました。



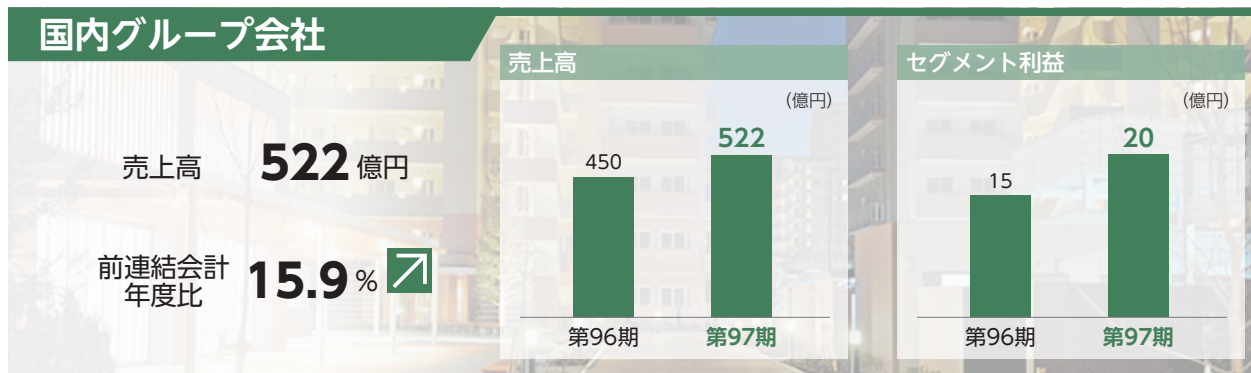
[投資開発]

投資開発事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに国内建築事業および国内土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は144億円（前連結会計年度比34.1%増）、セグメント利益は39億円（前連結会計年度比111.8%増）となりました。



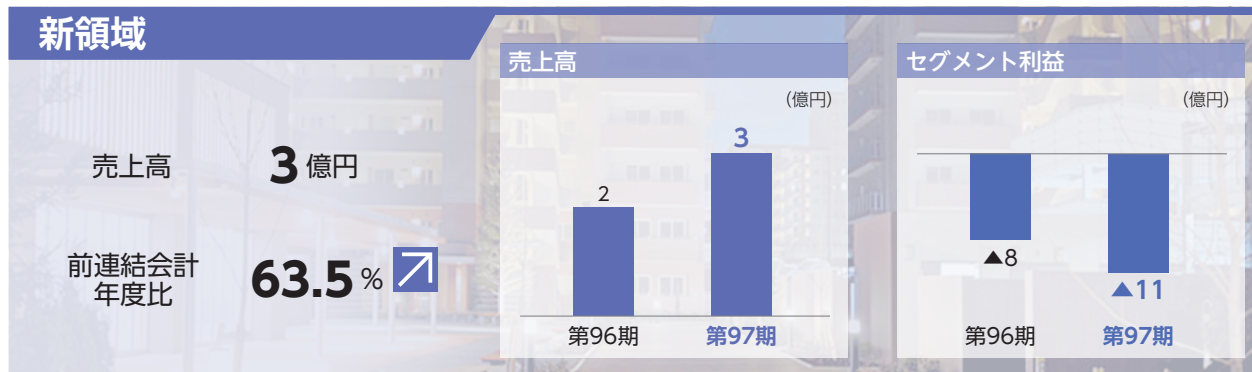
[国内グループ会社]

国内グループ会社事業におきましては、国内の連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は522億円（前連結会計年度比15.9%増）、セグメント利益は20億円（前連結会計年度比27.6%増）となりました。



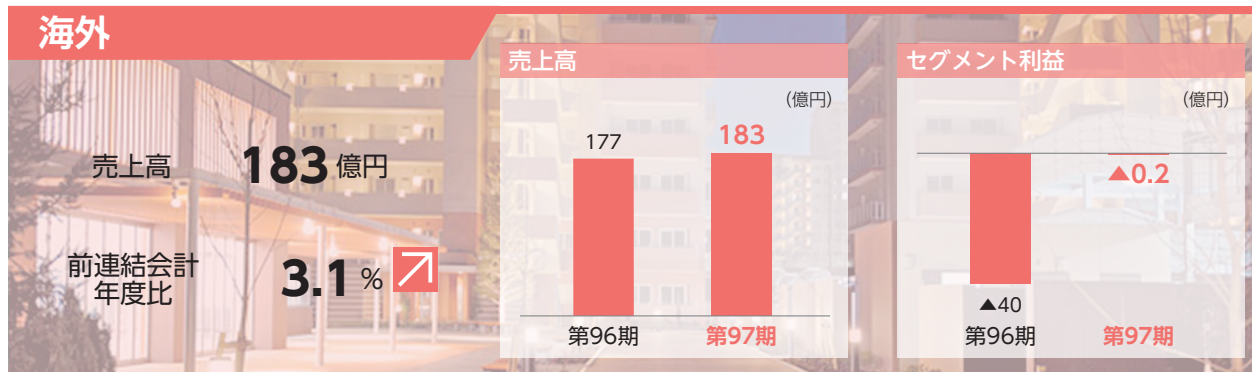
〔新領域〕

新領域事業におきましては、浮体式洋上風力発電等の新領域事業を展開しており、売上高は3億円、セグメント損失は11億円となりました。



〔海外〕

海外事業におきましては、海外における建築事業、土木事業、不動産事業を展開しており、売上高は183億円、セグメント損失は2千万円となりました。



なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内建築事業	496,000	314,831	341,030	469,802
国内土木事業	239,253	150,209	112,353	277,109
海外事業	6,928	2,568	5,167	4,330
(小 計)	742,183	467,609	458,550	751,242
投資開発事業等	—	12,865	12,865	—
合 計	742,183	480,475	471,416	751,242

当期の主な受注工事

- ・ ヨコハマしんこうパートナーズ(株) 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業建設工事
- ・ デジタル東京 1 特定目的会社 （仮称）NRT10新築工事
- ・ 佐賀県 SAGAサンライズパークアリーナ新築工事
- ・ 三郷南部南特定目的会社 （仮称）DPL三郷Ⅱ新築工事
- ・ フォレセーヌ(株) （仮称）代々木富ヶ谷計画新築工事
- ・ (株)トーシンパッケージ 株式会社トーシンパッケージ加須計画
- ・ (同)JREインベストメント 2 号 JREさつま太陽光発電所建設工事
- ・ 東海旅客鉄道(株) 中央新幹線藤野トンネル新設
- ・ 東京都水道局 和田堀給水所 2 号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事
- ・ (同)JRE八幡岳 七戸十和田風力発電事業

当期の主な完成工事

- | | |
|------------------|--|
| ・(株)永坂産業、(財)石橋財団 | (仮称) 京橋一丁目東地区永坂産業京橋ビル新築工事 |
| ・(学)北里研究所 | (仮称) 北里研究所白金キャンパス薬学部校舎・北里本館新築工事 |
| ・神奈川県横浜市 | 横浜市立市民病院再整備診療棟工事（建築工事） |
| ・NTTファイナンス(株) | (仮称) 千葉物流センターE棟新築工事 |
| ・(学)久留米大学 | 基礎3号館、病院北館（総合複合棟・放射線腫瘍センター）他
新築工事 |
| ・(株)ニチレイロジグループ本社 | (仮称) ニチレイ・ロジスティクス東海名古屋みなと物流センター
新增設工事 |
| ・東日本高速道路(株) | 東京外環自動車道田尻工事 |
| ・(独)都市再生機構 | H25年度山田地区整地工事（次期整備工事） |
| ・国土交通省東北地方整備局 | 国道106号 茂市地区道路工事 |
| ・国土交通省中部地方整備局 | 平成28年度 三遠道路3号トンネル新城地区工事 |

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約216億円であります。設備投資の主なものは、賃貸事業用土地・建物等の取得、及び当社における本社仮社屋並びに研究施設の新設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、2019年12月6日に第5回無担保社債（10年債）100億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

VUCA（Volatility：変動性、Uncertainty：不確実性、Complexity：複雑性、Ambiguity：曖昧性）の時代と言われるように、当社グループを取り巻く経営環境は変化が激しく、先行きにも不透明感が急速に増しております。特に、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、業績面はもとより、中長期的観点からはビジネスモデルにおけるパラダイムシフトとなることが予測されています。また、気候変動や資源不足、人口構造の変化等に伴う社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むなど、社会価値（ESG・SDGs）と経済価値を重視した経営が求められております。

加えて、本5カ年は（仮称）新TODAビル（本社ビル）の施工など、新たな収益基盤構築のための「変革フェーズ」となります。

このような認識のもと当社グループは「中期経営計画2024」を策定し、常なる改革を行い、自ら変わり続けていくこと（Transform）によって持続的成長を実現してまいります。

1. 目指す方向性

- ・「高付加価値競争」を通じた事業活動の継続進化と企業価値の向上 -Resilient-

① グローバリゼーション

： 世界に通用するマネジメントと人財・業務・組織体制の確立

② ブランディング

： ステークホルダーへの情報発信と評価による自己変革

③ イノベーション

： 無形資産等の形成・活用による差別化価値の創造

※ 無形資産等：情報や技術・ノウハウ、人財育成、ESG・SDGs経営における取組成果等、社会的に有用かつ当社グループのブランド力強化に不可欠となる資産

2. 2024年度 グループ業績目標

(1) 連結売上高・営業利益等

	2019年度実績	2024年度目標
連結売上高	5,186億円	6,000億円 程度
営業利益	352億円	420億円 以上
営業利益率	6.8%	7.0% 以上
自己資本利益率（ROE）	9.6%	8.0% 以上
労働生産性（個別）	1,707万円	1,750万円 以上

※ 労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

(2) 事業別売上高・利益

	2019年度実績	2024年度目標
連結売上高	5,186億円	6,000億円
建築事業	3,546億円	3,800億円
土木事業	1,155億円	1,400億円
戦略投資開発・新領域	247億円	450億円
事業グループ会社	436億円	485億円
連結消去	△199億円	△135億円
営業利益	352億円 [6.8]	420億円 [7.0]
建築事業	189億円 [5.3]	220億円 [5.8]
土木事業	104億円 [9.0]	130億円 [9.3]
戦略投資開発・新領域	40億円 [16.5]	40億円 [8.9]
事業グループ会社	22億円 [5.0]	30億円 [6.2]
連結消去	△4億円 [—]	— [—]

※ 新領域は、エネルギー関連事業及びその他新規事業

※ [] は利益率

(3) 株主還元

- 自己資本配当率 (DOE) 及び配当性向を総合的に勘案の上、継続的・安定的な株主還元を実施する。

	2019年度実績	2024年度目標
自己資本配当率 (DOE)	3.0%	2.0% 程度
配当性向	30.8%	30.0% 程度

※ 自己資本配当率 (DOE) = 配当総額 ÷ 自己資本

(4) 投資計画

	投資方針	計画期間累計
投資開発	スマート化を通じた新たな収益の創出	1,300億円
新領域	グローバルな社会的課題の解決と事業領域の拡大	250億円
技術・ICT	高付加価値化と安全性・生産性革命の推進	50億円
合計		1,600億円

3. 事業方針

(1) 安全性・生産性No.1

- ・設計段階・計画段階においてフロントローディングによる事前検証を徹底する。
- ・機械化施工、新技術・ICT利活用、行動分析・可視化等に基づく施策を実行する。
- ・潜在意識まで届く安全教育（危険予知（KY）、脳科学、行動心理学等）を実施する。

(2) 高付加価値の提供

① 建設事業（建築事業・土木事業）

- ・注力分野における差別化価値を獲得する。

建築事業	病院・学校、高付加価値オフィス、再開発、物流施設
土木事業	トンネル・シールド、再生可能エネルギー、区画開発、大型インフラ

- ・デジタルトランスフォーメーション（BIM/CIM、i-Construction等）による、新たなビジネスモデルを創出する。
- ・海外工事拡大に向けた体制の整備を通じて、全社的な施工能力・収益力の向上を図る。

② 戦略事業

- ・「投資開発」「新領域」「グループ会社」への重点投資を実行し、収益基盤のグローバル化・多角化・多様化を推進する。
- ・（仮称）新TODAビル（施工中、2024年竣工予定）においてスマートオフィス化を志向し、これを通じて新たな価値提供（BaaS：Building as a Service）を実現する。

事業	主な取り組み
投資開発	・開発用不動産の取得、保有資産の有効活用 ・ポートフォリオマネジメントによる賃貸事業の強化 ・新TODAビルにおけるスマートオフィス化の推進
新領域	・北米・東南アジア等における開発事業への参画 ・浮体式洋上風力発電・ウィンドファームの事業化 ・再生可能エネルギー事業、農業6次産業化事業への投資 ・データ活用（販売・使用）による新たな収益源の確立
グループ会社	・建設ライフサイクルにおけるグループ総合力の発揮 ・M&A等による特殊技術の獲得

(3) 企業価値の向上に向けたESG・SDGs経営の実践

- ・脱炭素化・資源循環・環境保全・地域活性化に向けた課題解決型企業活動を実践する。
- ・多様・多彩な人財を育成・確保するとともに、労働環境整備及び働き方改革を推進し、組織能力の強化を図る。
- ・リスクマネジメント（環境、自然災害、投資、コンプライアンス等）を強化し、これらの知見を活かした技術開発、製品・サービス化を推進する。

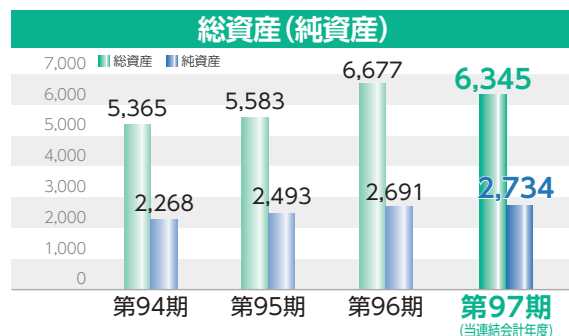
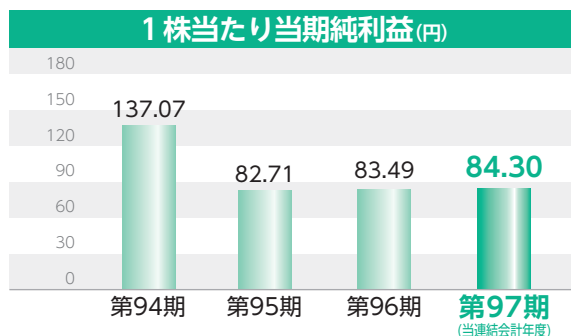
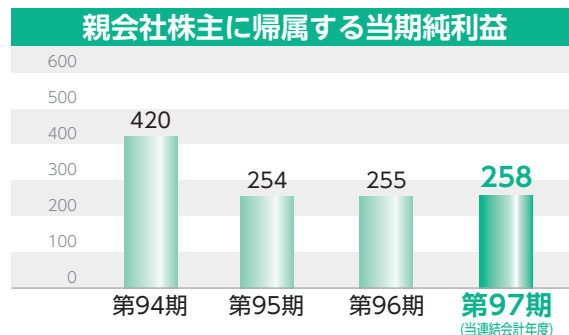
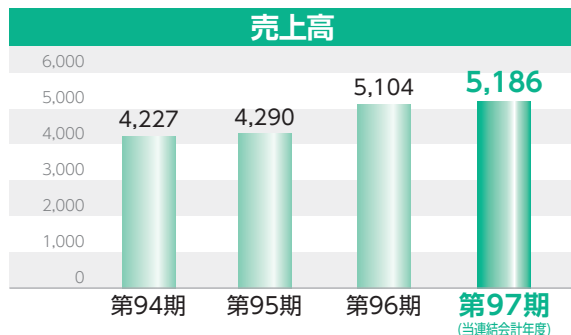
	定量評価指標	2024年度目標
環境 (E)	CO ₂ 排出量削減率（2019年度比）	△10% 以上
社会 (S)	全度数率	1.00 以下
	作業所：4週8閉所実施率	100%
	建設キャリアアップ登録率	100%
	社員：平均総実労働時間	1,900時間 以内
ガバナンス (G)	社外役員構成比率	50% 以上
	外国人社員比率（個別）	1.5% 以上
	リスク評価実施率	100%
	重大な法令違反	0件

※全度数率＝全労働災害÷延労働時間（100万時間）

※リスク評価実施率：投資委員会による投資案件（経営会議決裁案件）の定量・定性評価と出口戦略の実施・遂行状況

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移 (単位：億円)

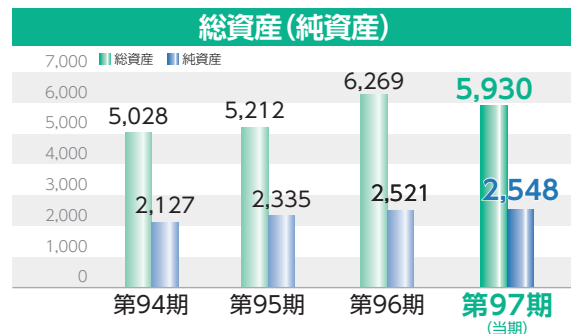
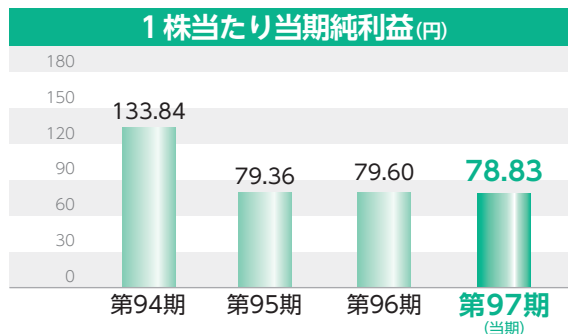
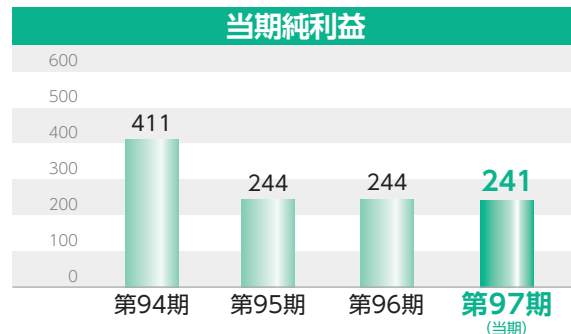
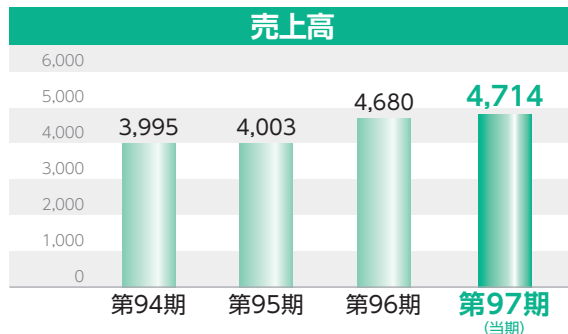


(単位：億円)

区分	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期	2019年度 第97期 (当連結会計年度)
売上高	4,227	4,290	5,104	5,186
親会社株主に帰属する当期純利益	420	254	255	258
1株当たり当期純利益	137.07円	82.71円	83.49円	84.30円
総資産 (純資産)	5,365 (2,268)	5,583 (2,493)	6,677 (2,691)	6,345 (2,734)

(注)「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、2017年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

②当社の財産および損益の状況の推移 (単位：億円)



(単位：億円)

区分	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期	2019年度 第97期 (当事業年度)
受注高	4,785	4,495	5,492	4,804
売上高	3,995	4,003	4,680	4,714
当期純利益	411	244	244	241
1株当たり当期純利益	133.84円	79.36円	79.60円	78.83円
総資産 (純資産)	5,028 (2,127)	5,212 (2,335)	6,269 (2,521)	5,930 (2,548)

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、2017年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	100百万円	93.9%	不動産業・ビル管理業・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100百万円	85.1%	建設業（道路舗装・一般土木）
株式会社アペックエンジニアリング	100百万円	100.0%	建設業（建築設備）
佐藤工業株式会社	100百万円	100.0%	総合建設業

連結子会社は、上記の4社を含めて26社であります。

②その他

主な技術提携の状況

フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
国内建築事業	当社が行う国内におけるオフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
国内土木事業	当社が行う国内におけるトンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
投資開発事業	当社グループが行う不動産の自主開発・売買・賃貸等に関する事業
国内グループ会社事業	国内連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、貸金業、人材派遣業、リース業、ホテル業
新領域事業	当社グループが行う発電・売電事業、農業6次産業化等
海外事業	当社グループが行う海外における建築事業、土木事業及び不動産事業

(8) 主要な事業所等 (2020年3月31日現在)

①当社

本 店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

(注) 上記は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。
東京都中央区八丁堀二丁目8番5号

支 店

東 京 支 店 (東京都港区)

首都圏土木支店 (東京都中央区)

千 葉 支 店 (千葉市)

関 東 支 店 (さいたま市)

横 浜 支 店 (横浜市)

大 阪 支 店 (大阪市)

名 古 屋 支 店 (名古屋市)

札 幌 支 店 (札幌市)

東 北 支 店 (仙台市)

広 島 支 店 (広島市)

四 国 支 店 (高松市)

九 州 支 店 (福岡市)

国 際 支 店

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所 (ベトナム)

シンガポール営業所 (シンガポール)

ヤンゴン営業所 (ミャンマー)

②子会社

株式会社アペックエンジニアリング (埼玉)

千代田建工株式会社 (東京)

戸田道路株式会社 (東京)

戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)

戸田ファイナンス株式会社 (東京)

東和観光開発株式会社 (山口)

戸田スタッフサービス株式会社 (東京)

五島フローティングwindパワー合同会社 (長崎)

オフショアwindファームコンストラクション株式会社 (東京)

株式会社日新ライフ (東京)

佐藤工業株式会社 (福島)

TODA農房合同会社 (東京)

アメリカ戸田建設株式会社 (アメリカ)

ブラジル戸田建設株式会社 (ブラジル)

タイ戸田建設株式会社 (タイ)

ベトナム戸田建設有限公司 (ベトナム)

戸田グループインドネシア株式会社 (インドネシア)

TOBIC有限公司 (ベトナム)

戸田インベストメントブラジル有限公司 (ブラジル)

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,463名	167名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,132名	54名増

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	26,420百万円
株式会社みずほ銀行	11,847百万円
株式会社三井住友銀行	6,415百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,230百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	759,000,000株
(2) 発行済株式の総数	322,656,796株
(3) 株主数	10,945名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
大一殖産株式会社	40,276千株	13.10%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	18,973千株	6.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,914千株	4.52%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	9,834千株	3.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,588千株	3.12%
一般社団法人アリー	8,977千株	2.92%
株式会社三菱UFJ銀行	8,048千株	2.61%
戸田 博子	6,611千株	2.15%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	6,490千株	2.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口 620090811)	6,002千株	1.95%

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式15,216千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
今 井 雅 則	代表取締役社長	人財戦略室長（兼）グローバルイノベーション推進室長
鞠 谷 祐 士	代表取締役	管理本部長
宮 崎 博 之	代表取締役	建築本部長
藤 田 謙	代表取締役	土木本部長
戸 田 守 道	取締役	価値創造推進室長
大 友 敏 弘	取締役	総務部長（兼）リスクマネジメント室長
植 草 弘	取締役	戦略事業推進室長
下 村 節 宏	取締役	三菱電機(株)特別顧問 日本原子力発電(株)社外監査役
網 谷 駿 介	取締役	
伊 丹 俊 彦	取締役	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役
海老原 恵 一	常勤監査役	
大 内 仁	常勤監査役	
安 達 久 俊	監査役	
丸 山 恵 一 郎	監査役	弁護士（名川・岡村法律事務所） (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役
百 井 俊 次	監査役	

- (注) 1. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏および伊丹俊彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安達久俊氏、丸山恵一郎氏および百井俊次氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役海老原恵一氏および百井俊次氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役海老原恵一氏は、長年にわたり当社の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役百井俊次氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏、伊丹俊彦氏および監査役安達久俊氏、丸山恵一郎氏、百井俊次氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 事業年度中に退任した監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
監査役	神 谷 和 彦	—	2019年6月27日

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	今 井 雅 則	執行役員	若 林 英 実
* 専務執行役員	鞠 谷 祐 士	執行役員	山 寄 俊 博
* 専務執行役員	宮 崎 博 之	執行役員	永 井 睦 博
* 専務執行役員	藤 田 謙	執行役員	吉 岡 耕 一 郎
* 専務執行役員	戸 田 守 道	執行役員	内 藤 欣 雄
* 常務執行役員	大 友 敏 弘	執行役員	町 田 佳 則
* 常務執行役員	植 草 弘	執行役員	永 島 潮
常務執行役員	大 谷 清 介	執行役員	曾 根 原 努
常務執行役員	山 田 裕 之	執行役員	河 野 利 幸
常務執行役員	長 田 眞 一	執行役員	山 田 正 敏
常務執行役員	深 代 尚 夫	執行役員	白 石 一 尚
常務執行役員	徳 久 光 彦	執行役員	木 村 幸 宏
常務執行役員	三 宅 正 人	執行役員	請 川 誠
常務執行役員	市 原 卓	執行役員	嶋 義 郎
常務執行役員	宮 地 淳 夫	執行役員	中 井 智 巳
常務執行役員	浅 野 均	執行役員	工 藤 真 人
常務執行役員	増 田 義 明		
常務執行役員	神 尾 哲 也		
常務執行役員	舘 野 孝 信		

(注) *は取締役兼務者です。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10人	361百万円	(うち社外	3人	36百万円)
監査役	6人	63百万円	(うち社外	4人	25百万円)

(注) 上記には、取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の費用計上額12百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下 村 節 宏	三菱電機(株)特別顧問 日本原子力発電(株)社外監査役	特別な取引関係はありません。
伊 丹 俊 彦	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役	特別な取引関係はありません。
丸 山 恵 一 郎	弁護士（名川・岡村法律事務所） (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役	特別な取引関係はありません。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下 村 節 宏	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網 谷 駿 介	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
伊 丹 俊 彦	取締役会17回のすべてに出席し、検事としての経験および弁護士としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
安 達 久 俊	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席しており、会社の経営者としての経験をもとにした見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
丸 山 恵 一 郎	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
百 井 俊 次	就任後の取締役会13回のうち12回に、監査役会13回のうち12回に出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

青南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額

56百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外のコンフォートレター作成業務を委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ②経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ②内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
- ②定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
- ③グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
- ④グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ事業推進部及び国際支店管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づきグループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
- ⑤監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、コンプライアンス部・法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ①当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ②前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。

監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、上記方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みの概要は以下のとおりであります。

（コンプライアンスに関する取り組み）

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、「戸田建設グループ 企業行動規範」をはじめとした関連規程の整備、報告・相談窓口（企業倫理ヘルプライン）の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング研修等各種集合研修）を継続的に実施しております。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し更なる改善を図るためにコンプライアンス意識調査アンケートを実施し、意見聴取と理解度を確認しました。

（リスク管理に関する取り組み）

代表取締役社長直轄のリスクマネジメント室とコンプライアンス委員会が連携して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えを部門横断的に実施しております。

当期においても、期初に各部門毎に抽出したリスクをリスク抽出リストとしてまとめ、その中から、当社グループにとって重要な重点管理リスクを選定し、優先的に対応していく体制を整備しております。また、期末に部署長、作業所長によるリスク抽出リストを用いた自部門のリスクの総点検を行い、来期活動計画に反映させるとともに継続的な改善により、危機の発生の未然防止を図りました。

(子会社管理に関する取り組み)

子会社が当社に対し事前承認を求めるべき事項、または報告すべき事項を定めた関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し付議・報告がなされています。

また、子会社の経営内容及び経営方針を当社に対して報告・説明する定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについては監査室や会計監査人が往査や評価を行い、子会社管理を所管する戦略事業推進室及び国際支店が、その報告を受けることにより確認しております。

(監査役監査に関する取り組み)

監査役監査は、常勤監査役2名及び社外監査役3名で組織する監査役会が実施しており、監査役室(2名)がこれを補助しております。監査役会を原則月1回開催される取締役会後に開催し、監査方針その他の重要事項を審議する他、取締役会での重要事項、その他監査上の課題について協議しております。5名の監査役は取締役会、その他必要と認める重要会議に出席し取締役の職務の執行状況を監査するほか、本社統轄部門との面談、各支店及び作業所、当社の重要な子会社に往査し、また内部監査部門及び会計監査人と連携して当社グループの内部統制の状況全般について確認を行い、監査の状況等を踏まえ当社代表取締役との意見交換を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。

一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時から大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、2017年1月、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行っております。

その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大

したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。

経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力としていきます。今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの存在価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月29日開催の当社第94回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

ア 本対応策に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供させていただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしします。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとしします。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしします。

イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととしします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、2017年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、2017年6月29日に開催された第94回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は2020年6月開催予定の当社第97回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	336,841	流動負債	253,070
現金預金	106,453	支払手形・工事未払金等	105,305
受取手形・完成工事未収入金等	163,440	短期借入金	44,499
有価証券	20,064	1年内償還予定の社債	5,000
販売用不動産	10,052	未払法人税等	7,374
未成工事支出金	16,488	未成工事受入金	30,022
その他のたな卸資産	3,949	賞与引当金	6,409
その他	17,502	完成工事補償引当金	4,410
貸倒引当金	△1,110	工事損失引当金	3,200
固定資産	297,715	預り金	28,618
有形固定資産	124,274	その他	18,229
建物・構築物	29,046	固定負債	107,991
機械・運搬具及び工具器具備品	3,209	社債	30,100
土地	83,920	長期借入金	32,201
リース資産	138	繰延税金負債	11,833
建設仮勘定	7,959	再評価に係る繰延税金負債	6,791
無形固定資産	8,495	役員退職慰労引当金	207
のれん	519	役員株式給付引当金	188
その他	7,976	関係会社整理損失引当金	36
投資その他の資産	164,945	退職給付に係る負債	21,263
投資有価証券	157,659	資産除去債務	1,712
長期貸付金	782	その他	3,656
退職給付に係る資産	1,223	負債合計	361,061
繰延税金資産	731	純資産の部	
その他	4,635	株主資本	216,433
貸倒引当金	△87	資本金	23,001
		資本剰余金	26,259
		利益剰余金	176,564
		自己株式	△9,392
		その他の包括利益累計額	54,427
		その他有価証券評価差額金	51,954
		繰延ヘッジ損益	△13
		土地再評価差額金	4,584
		為替換算調整勘定	△805
		退職給付に係る調整累計額	△1,292
		非支配株主持分	2,635
		純資産合計	273,496
資産合計	634,557	負債純資産合計	634,557

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	498,509	
投資開発事業等売上高	20,174	518,683
売上原価		
完成工事原価	435,039	
投資開発事業等売上原価	13,300	448,340
売上総利益		
完成工事総利益	63,469	
投資開発事業等総利益	6,874	70,343
販売費及び一般管理費		35,100
営業利益		35,243
営業外収益		
受取利息	212	
受取配当金	3,562	
保険配当金	238	
その他	829	4,843
営業外費用		
支払利息	1,016	
支払手数料	457	
その他	340	1,813
経常利益		38,272
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	1,247	
受取和解金	1,174	
その他	6	2,458
特別損失		
固定資産廃棄損	1,141	
減損損失	299	
投資有価証券評価損	234	
その他	111	1,785
税金等調整前当期純利益		38,945
法人税、住民税及び事業税	13,384	
法人税等調整額	△398	12,986
当期純利益		25,958
非支配株主に帰属する当期純利益		112
親会社株主に帰属する当期純利益		25,845

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	25,743	155,875	△9,438	195,182
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,140		△6,140
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,845		25,845
自己株式の処分		△24		267	243
自己株式の取得				△222	△222
自己株式処分差損の振替		24	△24		—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		515			515
土地再評価差額金の取崩			1,008		1,008
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	515	20,688	45	21,250
当期末残高	23,001	26,259	176,564	△9,392	216,433

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	67,330	28	5,592	△955	△1,021	70,974	3,035	269,193
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△6,140
親会社株主に帰属する 当期純利益								25,845
自己株式の処分								243
自己株式の取得								△222
自己株式処分差損の振替								—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								515
土地再評価差額金の取崩								1,008
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△15,376	△41	△1,008	150	△270	△16,547	△400	△16,947
連結会計年度中の変動額合計	△15,376	△41	△1,008	150	△270	△16,547	△400	4,303
当期末残高	51,954	△13	4,584	△805	△1,292	54,427	2,635	273,496

【連結注記表】

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 26社

連結子会社の名称

株式会社アペックエンジニアリング

千代田建工株式会社

戸田道路株式会社

戸田ビルパートナーズ株式会社

戸田ファイナンス株式会社

東和観光開発株式会社

戸田スタッフサービス株式会社

五島フローティングウィンドパワー合同会社

オフショアウィンドファームコンストラクション株式会社

株式会社日新ライフ

佐藤工業株式会社

TODA農房合同会社

アメリカ戸田建設株式会社

ブラジル戸田建設株式会社

タイ戸田建設株式会社

ベトナム戸田建設有限会社

戸田グループインドネシア株式会社

TOBIC有限会社

戸田インベストメントブラジル有限会社

他7社

なお、TOBIC有限会社、PT TODA EKSEKUTIF PROPERTIES、TODA農房合同会社及び戸田インベストメントブラジル有限会社を新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、当社の連結子会社である株式会社アベックエンジニアリングがミサワ環境技術株式会社の全株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社千葉フィールズパートナーズ等

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の主要な非連結子会社名

株式会社千葉フィールズパートナーズ等

持分法非適用の主要な関連会社名

株式会社駒込SPC等

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産

販売用不動産 個別法による原価法

（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金 個別法による原価法

その他のたな卸資産

不動産事業支出金 個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

材料貯蔵品 総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主として国内会社は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主として国内会社は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（原則として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の一定期間における実績率に基づく将来の見積補償額及び特定物件における将来の見積補償額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社の執行役員及び連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴い、将来発生すると見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑦ 役員株式給付引当金

株式付与規程に基づく当社取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については期中平均相場により円貨換算しております。また、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。また、連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「企業体未払出資金」は、実態に即したより適切な表示とするため、当連結会計年度より「流動負債」の「支払手形・工事未払金等」に含めて表示することとしております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、従来「流動負債」の「その他」に含めておりました4,020百万円を「流動負債」の「支払手形・工事未払金等」に含めて表示しております。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

1. 取引の概要

当社は、2016年5月13日開催の取締役会及び同年6月29日開催の第93回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、業績連動型株式付与制度である「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」という。）及び「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」といい、BIP信託とあわせて「本制度」という。）の導入を決議しております。

本制度は取締役等に対するインセンティブプランであり、本制度により取得した当社株式を各事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役等に交付するものであります。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数はBIP信託が329百万円及び647,016株、ESOP信託が82百万円及び164,378株であります。なお、2019年8月9日開催の取締役会決議により、信託期間の3年間延長及び追加信託の拠出を決定し、当連結会計年度において株式を追加拠出したため、帳簿価額及び株式数が前連結会計年度末から増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、連結子会社の短期借入金18百万円、長期借入金46百万円の担保に供しております。

建物	11百万円
土地	29百万円
計	41百万円

- (2) 下記の資産は、非連結子会社及び関連会社の長期借入金13,401百万円の担保（担保予約）に供しております。

投資有価証券	485百万円
長期貸付金	659百万円
計	1,144百万円

- (3) 下記の資産は、差入保証金の代用として差し入れております。

有価証券	64百万円
------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 31,640百万円

3. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物	40百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	3,865百万円
建設仮勘定	915百万円
無形固定資産	8百万円

4. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

さくらの里メガパワー合同会社	202百万円
----------------	--------

5. その他の注記

- (1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳または土地課税補充台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法

- ② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

- ③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価は、再評価後の帳簿価額を上回っております。

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金調達の機動性の確保及び調達手段の多様化に対応するため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

契約銀行数	3行
契約極度額	30,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	30,000百万円

(3) 資産の保有目的の変更

従来、固定資産として保有していた物件の一部（「建物・構築物」600百万円、「土地」1,788百万円）について、保有目的の変更に伴い、販売用不動産へ振り替えております。

連結損益計算書に関する注記

投資開発事業等売上原価には、次のたな卸資産評価損が含まれております。
67百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	322,656,796株
------	--------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

2019年6月27日定時株主総会決議

配当金の総額	6,140百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(注) 2019年6月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

2020年6月25日定時株主総会議案

配当原資	利益剰余金
配当金の総額	7,993百万円
1株当たり配当額	26円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

(注) 2020年6月25日開催予定の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については資金運用規程に則り、元本毀損リスクが軽微なものに限定しております。また、資金調達については資金調達規程に則り、返済までの期間や使途目的に応じて調達を行っております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る信用リスクは、営業債権にかかわる与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。借入金の使途は主に運転資金であり、一部の長期借入金については金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引については社内規程に従って実需の範囲で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	106,453	106,453	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金※1	163,440		
	△106		
	163,334	163,277	△57
(3) 有価証券及び投資有価証券	164,090	164,095	4
(4) 長期貸付金	782	817	34
資産 計	434,661	434,643	△17
(1) 支払手形・工事未払金等	105,305	105,305	—
(2) 短期借入金	44,499	44,499	—
(3) 1年内償還予定の社債	5,000	5,005	5
(4) 未払法人税等	7,374	7,374	—
(5) 社債	30,100	29,979	△121
(6) 長期借入金	32,201	32,289	87
負債 計	220,460	220,432	△27
デリバティブ取引※2	(16)	(16)	—

※1 完成工事未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引において生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を回収期限または、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金並びに (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債及び (5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 負債（6）参照）。

また、為替予約等についてその時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2） 非上場株式等（連結貸借対照表計上額13,634百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域及び海外（アメリカ合衆国）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
95,193	185,830

（注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2） 当連結会計年度末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 883円35銭

（注） 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1 株当たり当期純利益 84円30銭

（注） 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年1月31日開催の取締役会決議に伴い、2020年4月1日に当社の連結子会社である株式会社日新ライフと株式会社櫻橋商会（株式会社日新ライフの子会社）を吸収合併しております。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業内容

被結合企業の名称	株式会社日新ライフおよび株式会社櫻橋商会
事業の内容	不動産売買および賃貸業

(2) 企業結合日

2020年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社日新ライフおよび株式会社櫻橋商会を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

戸田建設株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

更なる経営の効率化を図ること等を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(無担保普通社債の発行)

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、無担保普通社債の発行について包括決議をしております。この決議に基づき2020年6月18日に以下のとおり無担保普通社債を発行しております。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 銘柄 | 第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) 発行総額 | 100億円 |
| (3) 利率 | 0.250% |
| (4) 償還期限 | 2025年6月18日（5年） |
| (5) 払込金額 | 各社債の金額100円につき100円 |
| (6) 償還金額 | 各社債の金額100円につき100円 |
| (7) 償還方法 | 満期一括償還 |
| (8) 資金使途 | 運転資金、社債償還資金 |

その他の注記

1. 企業結合等関係

(株式取得による企業結合)

2019年12月26日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アベックエンジニアリングが、ミサワ環境技術株式会社（本社：広島県三次市向江田町4252-2、代表取締役社長：伊奈一彦）の株式を取得し、両者の更なるビジネス成長を目的として子会社化することについて決議し、株式会社アベックエンジニアリングは2019年12月27日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1.企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	ミサワ環境技術株式会社
事業の内容	さく井工事業、管工事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

ミサワ環境技術株式会社は地中熱エネルギー利用のパイオニア的存在であり、地盤調査から設計施工迄の一貫体制を展開できる強みがあることから、当社グループとの協業による新たな取り組みで業績拡大を目指すものであります。

地中熱エネルギー利用の販路を拡大することにより当社グループが進めるESG経営やSDGsへの取り組みに寄与するものであります。

(3) 企業結合日

2020年2月4日（株式取得日）

2020年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社アペックエンジニアリングが、現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年3月31日をみなし取得日としているため、連結計算書類には被取得企業の貸借対照表のみが反映され、業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	316百万円
取得原価		316百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務デュー・デリジェンス費用及び取引仲介手数料等	49百万円
--------------------------	-------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

102百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過分をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため発生時に一括償却しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	465百万円
固定資産	128百万円
資産合計	594百万円

流動負債	280百万円
固定負債	98百万円
負債合計	379百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称	戸田道路株式会社（当社の連結子会社）
事業の内容	道路舗装工事業、土木工事業等

(2) 企業結合日

2019年12月20日

(3) 企業結合の法的形式

当社における同社株式の非支配株主からの追加取得

(4) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ一体運営に向けたガバナンス強化等を目的として、非支配株主が保有する株式を当社が取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	30百万円
取得原価		30百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

515百万円

2. 金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	296,830	流動負債	234,009
現金預金	82,538	支払手形	1,644
受取手形	1,378	電子記録債権	22,870
電子記録債権	1,674	工事未払金	73,799
完成工事未収入金	148,604	短期借入金	40,516
有価証券	20,064	1年内償還予定の社債	5,000
販売用不動産	9,873	リース債務	21
未成工事支出金	13,592	未払法人税等	6,293
不動産事業支出金	3,012	未成工事受入金	26,585
未収入金	1,413	預り金	26,756
立替金	13,117	賞与引当金	5,850
その他	2,617	完成工事補償引当金	4,247
貸倒引当金	△1,057	工事損失引当金	3,051
固定資産	296,169	従業員預り金	9,426
有形固定資産	104,557	その他	7,945
建物・構築物	23,041	固定負債	104,142
機械・運搬具	813	社債	30,000
工具器具・備品	522	長期借入金	32,054
土地	73,863	リース債務	54
リース資産	72	繰延税金負債	11,876
建設仮勘定	6,244	再評価に係る繰延税金負債	6,791
無形固定資産	7,945	退職給付引当金	19,838
投資その他の資産	183,667	役員退職慰労引当金	125
投資有価証券	149,484	役員株式給付引当金	188
関係会社株式・関係会社出資金	26,590	関係会社事業損失引当金	250
長期貸付金	1,976	資産除去債務	446
破産更生債権等	0	その他	2,517
長期前払費用	423	負債合計	338,152
前払年金費用	2,470	純資産の部	
その他	2,816	株主資本	198,317
貸倒引当金	△95	資本金	23,001
		資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	159,135
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	153,385
		建設積立金	50,000
		別途積立金	71,774
		繰越利益剰余金	31,610
		自己株式	△9,392
		評価・換算差額等	56,530
		その他有価証券評価差額金	51,957
		繰延ヘッジ損益	△11
		土地再評価差額金	4,584
		純資産合計	254,848
資産合計	593,000	負債純資産合計	593,000

P. 2

開
催
通
知
定
時
株
主
総
会
議
程
表

P. 3

事
業
報
告

P.34

連
結
計
算
書
類

P.54

計
算
書
類

P.65

監
査
報
告
書

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	458,550	
投資開発事業等売上高	12,865	471,416
売上原価		
完成工事原価	399,938	
投資開発事業等売上原価	7,995	407,933
売上総利益		
完成工事総利益	58,612	
投資開発事業等総利益	4,870	63,482
販売費及び一般管理費		30,911
営業利益		32,571
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	3,528	
保険配当金	238	
その他	682	4,494
営業外費用		
支払利息	927	
社債利息	108	
支払手数料	456	
その他	310	1,802
経常利益		35,262
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	1,246	
受取和解金	1,174	
その他	4	2,437
特別損失		
固定資産廃棄損	1,133	
減損損失	299	
投資有価証券評価損	232	
関係会社株式評価損	76	
関係会社事業損失引当金繰入額	87	
その他	104	1,933
税引前当期純利益		35,766
法人税、住民税及び事業税	11,762	
法人税等調整額	△166	11,595
当期純利益		24,170

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		建設積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	23,001	25,573	—	25,573	5,750	50,000	56,774	27,596	140,121
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立							15,000	△15,000	—
剰余金の配当								△6,140	△6,140
当期純利益								24,170	24,170
自己株式の処分			△24	△24					
自己株式の取得									
自己株式処分差損の振替			24	24				△24	△24
土地再評価差額金の取崩								1,008	1,008
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	15,000	4,014	19,014
当期末残高	23,001	25,573	—	25,573	5,750	50,000	71,774	31,610	159,135

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△9,438	179,257	67,289	29	5,592	72,912	252,170
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△6,140					△6,140
当期純利益		24,170					24,170
自己株式の処分	267	243					243
自己株式の取得	△222	△222					△222
自己株式処分差損の振替		—					—
土地再評価差額金の取崩		1,008					1,008
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△15,332	△41	△1,008	△16,381	△16,381
事業年度中の変動額合計	45	19,059	△15,332	△41	△1,008	△16,381	2,678
当期末残高	△9,392	198,317	51,957	△11	4,584	56,530	254,848

【個別注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

関係会社株式・ 移動平均法による原価法

関係会社出資金

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産

販売用不動産 個別法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金 個別法による原価法

不動産事業支出金 個別法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

材料貯蔵品 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（原則として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の一定期間における実績率に基づく将来の見積補償額及び特定物件における将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する投資等の損失に備えるため、関係会社に対する出資金及び貸付金等を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金

株式付与規程に基づく当社取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「企業体未払出資金」は、実態に即したより適切な表示とするため、当事業年度より「流動負債」の「工事未払金」に含めて表示することとしております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、従来「流動負債」の「その他」に含めておりました4,020百万円を「流動負債」の「工事未払金」に含めて表示しております。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、非連結子会社及び関連会社の長期借入金13,401百万円の担保（担保予約）に供しております。

関係会社株式	485百万円
長期貸付金	659百万円
計	1,144百万円

(2) 下記の資産は、差入保証金の代用として差し入れております。

有価証券	64百万円
------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

24,782百万円

3. 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

さくらの里メガパワー合同会社	202百万円
東和観光開発株式会社	346百万円
ブラジル戸田建設株式会社	1,207百万円
タイ戸田建設株式会社	77百万円
ベトナム戸田建設有限公司	79百万円
計	2,157百万円

(2) 下記の会社の電子記録債務に関する金融機関への債務に対し保証を行っております。

千代田建工株式会社	408百万円
-----------	--------

4. 関係会社に対する短期金銭債権 43百万円

関係会社に対する長期金銭債権 1,963百万円

関係会社に対する短期金銭債務 5,483百万円

5. 取締役及び監査役に対する金銭債務 34百万円

6. その他の注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳または土地課税補充台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価は、再評価後の帳簿価額を上回っております。

(2) 貸出コミットメント契約

運転資金調達の機動性の確保及び調達手段の多様化に対応するため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

契約銀行数	3行
契約極度額	30,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	30,000百万円

(3) 資産の保有目的の変更

従来、固定資産として保有していた物件の一部（「建物・構築物」600百万円、「土地」1,788百万円）について、保有目的の変更に伴い、販売用不動産へ振り替えております。

損益計算書に関する注記

1. 投資開発事業等売上原価には次のたな卸資産評価損が含まれております。

67百万円

2. 関係会社との営業取引による取引高の総額

売上高	308百万円
売上原価・販売費及び一般管理費	22,369百万円

3. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額

営業外収益	193百万円
営業外費用	46百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	16,028,138株
------	-------------

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式647,016株及び株式付与ESOP信託が所有する164,378株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

販売用不動産	148百万円
建物・構築物・土地	890百万円
投資有価証券	1,150百万円
貸倒引当金	461百万円
賞与引当金	1,805百万円
工事損失引当金	933百万円
退職給付引当金	6,074百万円
その他	3,355百万円
繰延税金資産小計	14,821百万円
評価性引当額	△3,195百万円
繰延税金資産合計	11,625百万円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金	△22,650百万円
前払年金費用	△755百万円
その他	△95百万円
繰延税金負債合計	△23,502百万円
繰延税金負債の純額	△11,876百万円

上記以外に、再評価に係る繰延税金負債を6,791百万円計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	戸田ファイナンス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の借入 (注1)	7,550 (注2)	—	—
				利息の支払 (注1)	46	—	—

(注1) 取引条件は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 期中の平均残高であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 831円13銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1 株当たり当期純利益 78円83銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を、期中平均株式数に計算において控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(無担保普通社債の発行)

連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代 表 社 員 公認会計士 齋 藤 敏 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 鈴 木 大 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人
東京都港区
代表社員 公認会計士 齋 藤 敏 雄 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 鈴 木 大 輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

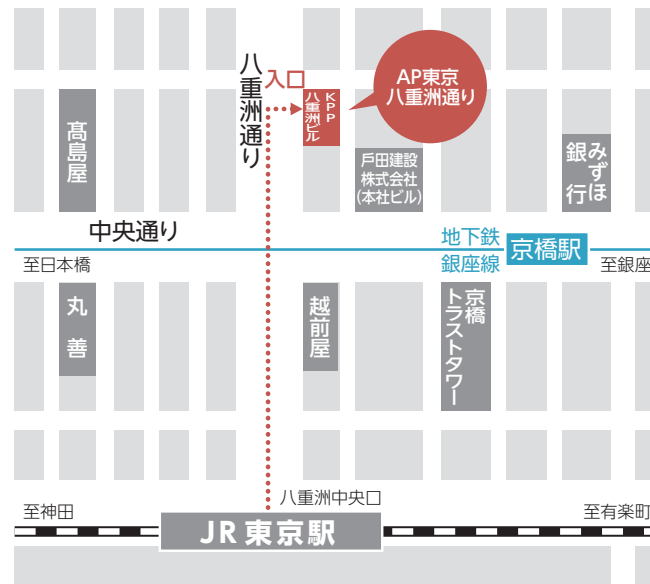
2020年6月19日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	海老原 恵 一	印
常勤監査役	大 内 仁	印
監 査 役 (社外監査役)	安 達 久 俊	印
監 査 役 (社外監査役)	丸 山 恵一郎	印
監 査 役 (社外監査役)	百 井 俊 次	印

以 上

第97回定時株主総会継続会会場ご案内



※ 6月25日開催の総会会場とは、フロアが異なりますのでご注意ください。

交通のご案内

- JR東京駅
八重洲中央口より徒歩 6 分
- 東京メトロ銀座線
京橋駅より徒歩 4 分

会 場

東京都中央区京橋1丁目10番7号
KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲通り
電話 (03) 6228-8109

会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※ ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
※ 体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。

<新型コロナウイルス等の感染予防に関するお願い>

多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染のリスクがありますので、当日は感染回避のため来場の自粛をご検討ください。また、当日ご出席の株主様は、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防のご配慮をお願いいたします。今後の状況により、本継続会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

<https://www.toda.co.jp/>